

1P27

地域子育て支援拠点施設における子育て支援の質向上への取り組み

梶 美保

皇學館大学

【目的】

地域子育て支援拠点施設の支援の質向上への取り組み実態を明らかにする。

【方法と内容】

2020年9月1日～2020年9月30日の期間に三重県全120か所の拠点施設に郵送による質問紙を配布。内容は、対象の属性、支援の質向上への取り組みなど。

【結論】

地域子育て支援拠点施設における支援の質向上への取り組みの項目は、坂本（2017）が実施した全国調査の項目を採用した。この対象・課題別18項目で支援の質向上への取り組みの有無では、84.8%（56）の施設が「あり」と回答した。具体的な取り組み内容については、パパと遊ぼうデー、パパひろばなど「父親」対象の取り組みが最も多く41%（27）、助産師による相談など「妊娠中の方やその家族」対象の取り組みが39%（26）、発達相談などの「発達の遅れや障害がある子ども家族」対象の取り組みが35%（23）であった。取り組み項目の割合は全国調査と同様である。取り組みの件数を公営・民営の運営主体別に分析したところ有意な差はなかった。言えることは、民営はあらゆる取り組みに対応していること、特に、ひとり親家庭や高齢若年出産といった要支援あるいは子育て不安家庭に対して、より個別に質の向上を企図していることがうかがえる。地域子育て支援拠点施設の支援の質向上への取り組みはこの観点から予防型支援ということができ、そのプログラムの実践モデルの積み重ねにより効果の検証をしていくことが必要だ。

1P28

子育てにおける体罰等の容認意識とその変容を促す方策検討の試み

安藤 朗子

日本女子大学 家政学部 児童学科

【はじめに】

2020年4月より親権者や養育者の体罰が法律で禁止されたが、体罰禁止についての認識は普及しているのだろうか。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが2017年に全国20歳以上の男女2万人に対して行った、「子どもに対するしつけのための体罰等の意識調査」によると、子どもに体罰を容認する割合が約6割であった。

【目的】

本研究は、近い将来子育て世代となる青年期の大学生の子育てにおける体罰等の意識を確認し、体罰容認に対する意識変容を促すための方策を検討することである。

【方法】

対象：大学生331名。調査方法：対象者専用の調査画面を用いて、体罰に関連する授業の前後にウェブ調査を行った。調査内容：先述のセーブ・ザ・チルドレン・ジャパン作成の意識調査項目の中から、体罰や怒鳴るなど子どもの心を傷つける行為に対する容認度等を授業前に、筆者の作成した「体罰等によらない子育ての実現について」の自由記述式項目を授業後に実施した。調査時期：2020年6月、10月。

【倫理的配慮】

調査の趣旨、回答は成績評価に反映しない、個人が特定されない処理を行う、等を説明して行った。

【結果】

しつけのために体罰を容認する割合は18%であったが、しつけのために「たたくこと」という質問では容認が36%であった。しつけのためにたたく行為は、内容によって違いがみられ、「決してすべきでない」という回答は、「こぶしで殴る」が96%に対し、「お尻をたたく」（65%）、「手の甲をたたく」（53%）であった。また、「手の甲をたたく」については、「体罰を決してすべきでない」と回答した者の約4割に「必要に応じて」あるいは「他に手段がないとき」という容認がみられた。「体罰によらない子育ての実現」についての自由記述分析では、「体罰としつけの違いや体罰の悪影響の社会への周知」や「親の育児不安やストレスの軽減、相談機関の普及」への言及が多かった。また、「しつけや体罰の影響等についての学校教育の必要性」の指摘もみられた。

【考察・今後の課題】

大規模調査に比べて体罰容認の割合は低かったが、「たたくこと」の容認度は「体罰」の2倍であり、体罰認識の曖昧さがうかがわれた。授業後に実施した回答に、子育てや体罰の影響等を学校教育の中で学ぶ必要性を指摘する学生が多いことから、体罰によらない子育てについての学習や教育のあり方等の検討の必要性が示唆された。